

●当日必要なもの

- ①申告用紙 ②印鑑 ③源泉徴収票か給与支払報告書 ④国民健康保険税・国民年金の納入額のお知らせ、農業者年金保険料の領収書 ⑤生命保険料などの証明書 ⑥医療費・雑損控除を受ける人は医療費の領収書、または被害の証明書 ⑦小規模企業共済等掛金控除、損害保険料控除、配偶者特別控除などを受ける人は、その支払証明書または確認できるもの ⑧身障者は身体障害者手帳

税の申告

2月17日(月)～3月16日(月)

申告書には必ず住所、氏名、生年月日、扶養親族などを記入しておきましょう

16(月)	15(日)	14(土)	13(金)	12(木)	11(水)	10(火)	9(月)	8(日)	7(土)	6(金)	5(木)	4(水)	3(火)	2(月)	3/1(日)	29(土)	28(金)	27(木)	
白根地区 市役所4階大会議室		白根地区 市役所4階大会議室		白根地区 市役所4階大会議室		白根地区 市役所4階大会議室		白根地区 市役所4階大会議室		白根地区 市役所4階大会議室		白根地区 市役所4階大会議室		白根地区 市役所4階大会議室		白根地区 市役所4階大会議室		白根地区 市役所4階大会議室	
白根地区 市役所4階大会議室		白根地区 市役所4階大会議室		白根地区 市役所4階大会議室		白根地区 市役所4階大会議室		白根地区 市役所4階大会議室		白根地区 市役所4階大会議室		白根地区 市役所4階大会議室		白根地区 市役所4階大会議室		白根地区 市役所4階大会議室		白根地区 市役所4階大会議室	
白根地区 市役所4階大会議室		白根地区 市役所4階大会議室		白根地区 市役所4階大会議室		白根地区 市役所4階大会議室		白根地区 市役所4階大会議室		白根地区 市役所4階大会議室		白根地区 市役所4階大会議室		白根地区 市役所4階大会議室		白根地区 市役所4階大会議室		白根地区 市役所4階大会議室	



贈与税の申告と納税

納税相談のスケジュール

(時間は原則として)
午前9時30分～午後4時

所得税の確定申告と市・県民税の申告時期になりました。申告期間は2月17日から3月16日までです。市税務課では申告期間中、各地区で相談所を開き、申告の相談を受けます。期限近くなると大変込み合います。できるだけ自分の地区の相談日に申告を済ませてください。

給与所得者等確定申告説明会	
市役所4階大会議室 (受付は開始10分前まで) 筆記用具、計算機などを持参してください	
給与所得者等	
医療費控除 午前10時～	住宅取得特別 午後1時～
年金受給者 午後3時～	
譲渡・贈与所得者納税相談	
青年教育センター (午前10時～午後3時30分)	

26(木)	25(水)	24(火)	23(日)	22(土)	21(金)	20(木)	19(水)	18(火)	17(月)	13(木)	2/12(水)
白井地区 地域生活センター		庄瀬地区 地域生活センター		白井地区 地域生活センター		白井地区 地域生活センター		白井地区 地域生活センター		白井地区 地域生活センター	
白井地区 地域生活センター		庄瀬地区 地域生活センター		白井地区 地域生活センター		白井地区 地域生活センター		白井地区 地域生活センター		白井地区 地域生活センター	
白井地区 地域生活センター		庄瀬地区 地域生活センター		白井地区 地域生活センター		白井地区 地域生活センター		白井地区 地域生活センター		白井地区 地域生活センター	

所得税

昨年1年間の所得と税額を正しく計算し、早めに申告と納税をしましょう。確定申告をしなければならぬのに、期限までに申告をしなかったり、間違った申告をしたりすると、後で不足の税金だけではなく、加算税や延滞税も納めなければならぬようになります。

確定申告の必要な人

- 自営業などの人の場合
商業、工業、農業などの事業所得や、地代・家賃などの不動産所得、年金などの雑所得がある人で、平成3年中の所得の合計額が所得控除の合計額より多い人。
- 譲渡所得がある場合
昨年中に土地や建物を買った人。
- サラリーマンの場合
サラリーマン(給与所得者)は、普通、勤務先で年末調整を行って税金の精算をしますので、確定申告をする必要はありません。しかし、昨年中の所得額が次に当てはまる場合は、確定申告をすれば税金が戻る人
- 病気やけがで医療費をたくさん支払ったとき
病気やけがをして医療費をたくさん支払ったときは、支払った医療費から、10万円か所得の5%の金額の、どちらか少ない方の額を差し引いた金額が、医療費控除(最高200万円)として所得から控除できます。この場合の医療費は保険などで補てんされた金額を除きます。
- 医療費控除の対象となる医療費は、平成3年中に実際に支払ったものに限り、医師や歯科医師による診療・治療費、治療・療養のための医薬品の購入費、あんま・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師などによる施術、通院、入院費用

市民税

申告の必要な人

今年の1月1日現在、白根市に住み、平成3年分の「所得税の確定申告をしない人」で、次のどれか一つに当てはまる人

- 農業、商業、工業、サービス業などの事業所得があった人
- 給与以外に地代、家賃、配当、譲渡などの所得があった人
- 2カ所以上から給与(年金、恩給を含む)を受け取った人
- 所得税の源泉徴収を受けなかった家事手伝い、内職者、日雇い者など
- 市に給与支払報告書を提出していない事業所から給与を受けた人

市民税

● 公的年金等受給者で、社会保険料控除や生命保険料控除を受けようとする人
● 平成3年中に中途退職した人
● 申告をしなくてもよい人
● 所得税の確定申告をした人
● 給与所得のみで、勤務先から市へ給与支払報告書が提出されている、他の所得がない人

問い合わせ

● 新潟税務署(新潟市営所通) 229-2151
● 税務課市民税係 373-2111 (2411244)